

京都センタの講習コースご案内

安全作業への第一歩

(平成23年10月～平成24年3月)

講習科目

- ① 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転技能講習
- ② 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- ③ 不整地運搬車運転技能講習
- ④ 玉掛け技能講習
- ⑤ 小型移動式クレーン運転技能講習
- ⑥ 高所作業車運転技能講習
- ⑦ フォークリフト運転技能講習
- ⑧ ショベルローダ等運転技能講習

無資格運転は違法となり、労働安全衛生法の罰則規定第119条・120条が適用されますので、この機会にぜひ受講して下さい。

●受講申込について

受講希望日の3日前迄に申込書原本を郵送又はご持参下さい。各コースには各々定員がありますので、申込時に御確認願います。



SIKAKU-DORI

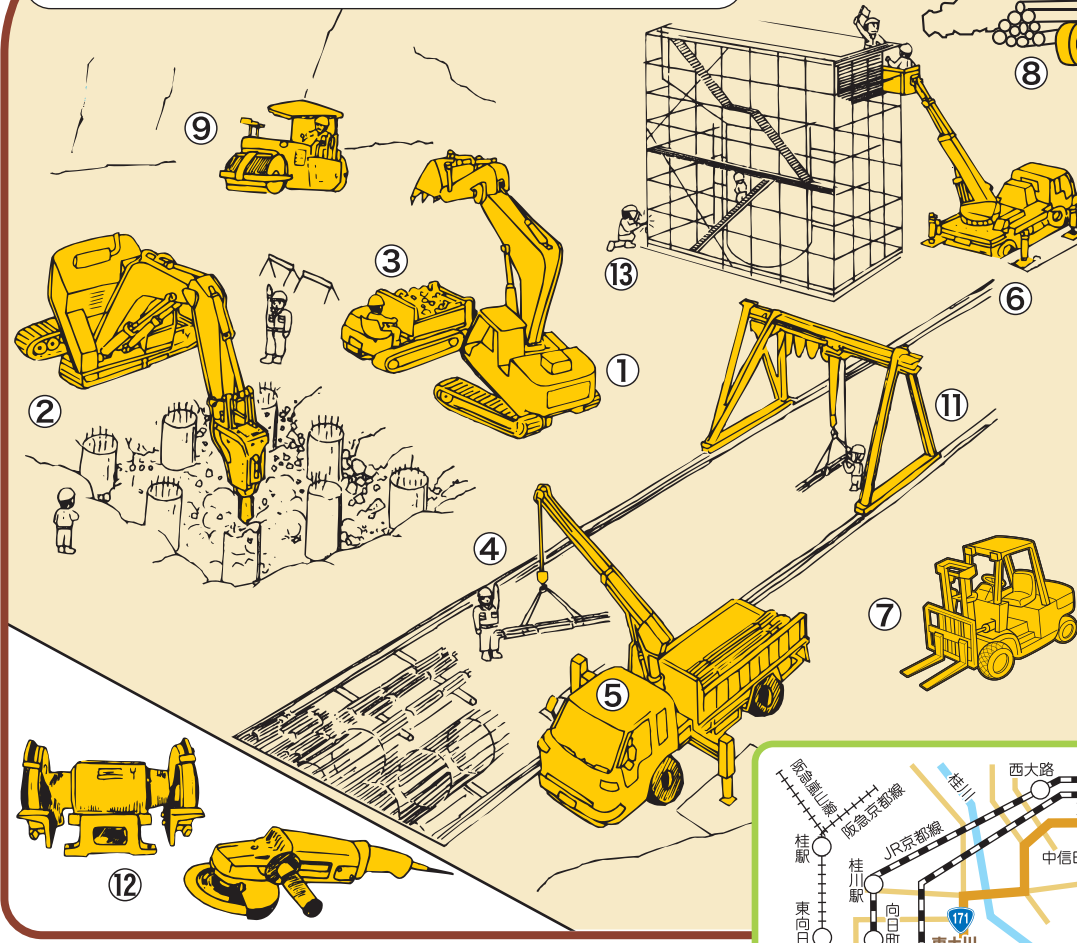
安全作業へのパスポート

特別教育

● 小型車両系建設機械(機体質量3t未満)(整地・運搬・積込・掘削用)	①
● ローラ(制限なし)	⑨
● 小型フォークリフト(最大荷重1t未満)	⑦
● クレーン(つり上げ荷重5t未満)	⑪
● 高所作業車(作業床の高さ10m未満)	⑥
● アーク溶接	⑬
● 伐木(チェーンソー)小径木	
● 研削といし(自由研削)	⑫
● 酸素欠乏・硫化水素危険作業	
● 粉じん作業	
● 石綿(アスベスト)使用建築物解体等の業務	
● ウインチ(つり上げ荷重制限なし)	
● 電気取扱(低圧電気600V以下)	

安全衛生教育

● 刈払機作業従事者
● 振動工具取扱作業者
● 木造建築物解体作業指揮者
● 職長・安全衛生責任者
● 安全管理者選任時研修
● 丸のこ等取扱作業者



電車をご利用の方

「JR向日町駅」または「阪急西向日駅」より徒歩約15分

高速道をご利用の方

名神大山崎ICまたは、京南ICより約3km、国道171号線沿い

駐車場スペースに限りがあるため可能な限り相乗りをお願いします。

京都労働局長登録教習機関

(登録番号京第17号)

〒617-0003 京都府向日市森本町高田17
コマツ教習所株式会社
京都センタ TEL.075-924-3050
 (コマツ建機販売(株)近畿カンパニー京都支店内) FAX.075-924-3058

[E-mail] kyoto@kkj.komatsu.co.jp
 [URL] http://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/kyoto/

福知山会場 〒620-0808 福知山市宇土小字赤ノ水8(福正小松販売(株)内)

八幡会場 〒614-8196 八幡市野尻正畑12(八幡市民体育館)

舞鶴若狭自動車道「福知山IC」から約4kmです。必要な方は道路地図を請求下さい。

全面開通した第二京阪自動車道「八幡東IC」から約1kmです。必要な方は道路地図を請求下さい。

1 技能講習

(事業所、グループ単位の出張講習も実施を検討させていただきますので、ご相談下さい。)

講習の種類・時間	受講資格 (男女の性別に関係なく満18才以上の方)	受講料	教材費	合計(税込)	助成金コース
車両系建設機械 整地・運搬・積込・掘削用	2日間 14H 1. 大型特殊自動車免許のある方。 2. 普通自動車運転免許以上があって、 (イ)機体質量3t未満の特別教育(整地、運搬、積込み、掘削、解体用機械) (ロ)積載質量1t未満の特別教育(不整地運搬車) (イ)(ロ)の何れかの特別教育を修了し、その後それらの運転経験が3ヶ月以上ある方 3. 不整地運搬車運転技能講習を修了している方	39,000	2,000	41,000	有
	3日間 18H 1. 自動車運転免許はないが、 (イ)機体質量3t未満の特別教育(整地、運搬、積込み、掘削、解体用機械) (ロ)積載質量1t未満の特別教育(不整地運搬車) (イ)(ロ)の何れかの特別教育を修了し、その後それらの運転経験が6ヶ月以上ある方	43,000	2,000	45,000	有
	5日間 38H 1. 上記の何れにも該当しない方	93,000	2,000	95,000	有
解体用ブレーカ	1日間 3H 1. 車両系建設機械(整地、運搬、積込み、及び掘削)技能講習を修了している方	13,000	2,000	15,000	有 (4種のみ)
不整地運搬車	2日間 11H 1. 大型特殊自動車運転免許のある方 2. 普通自動車運転免許以上があって特別教育(車両系、解体、不整地)の何れかを修了し、その後3ヶ月以上それら機械の運転経験のある方 3. 車両系建設機械(整地、運搬、積込み、及び掘削又は解体用)技能講習を修了している方	39,000	2,000	41,000	有
	3日間 15H 1. クレーン等の運転士免許のある方 2. 床上操作式クレーンまたは小型移動式クレーン技能講習を修了している方	20,000	2,000	22,000	有
	3日間 19H 1. 上記及び下記の何れにも該当しない方	22,000	2,000	24,000	有
玉掛け (1t以上)	2日間 16H 1. 玉掛けの補助作業の業務に6ヶ月以上従事した方	22,000	2,000	24,000	有
	3日間 16H 1. 床上操作式クレーンまたは玉掛け技能講習を修了している方 2. クレーンの免許がある方	35,000	2,000	37,000	有
	3日間 20H 1. 上記及び下記の何れにも該当しない方	40,000	2,000	42,000	有
小型移動式クレーン (1t~5t)	2日間 16H 1. 床上操作式クレーンまたは玉掛け技能講習を修了している方 2. クレーンの免許がある方	40,000	2,000	42,000	有
	2日間 12H 1. 移動式クレーン運転免許のある方 2. 小型移動式クレーン技能講習を修了している方	39,000	2,000	41,000	有
	2日間 14H 1. 普通、大型、大型特殊自動車の何れかの運転免許のある方 2. 技能講習(車両系、解体、不整地、基礎、フォークリフト、ショベルの何れか)を修了している方	42,000	2,000	44,000	有
高所作業車 (作業床10m以上)	3日間 17H 1. 上記の何れにも該当しない方	47,000	2,000	49,000	有
	2日間 11H 1. 大型特殊自動車運転免許(カタビラ限定除く)のある方 2. 普通自動車免許以上があって特別教育修了後1t未満のフォークリフトの運転経験が3ヶ月以上ある方	21,000	2,000	23,000	無
	4日間 31H 1. 普通、大型自動車、何れかの運転免許のある方	40,000	2,000	42,000	無
フォークリフト (1t以上)	5日間 35H 1. 上記の何れにも該当しない方	45,000	2,000	47,000	無
	2日間 11H 1. 大型特殊自動車運転免許(カタビラ限定除く)のある方 2. 普通自動車運転免許以上があって、特別教育を修了し、その後1t未満のショベルの運転経験が3ヶ月以上ある方	30,000	2,000	32,000	無
	4日間 31H 1. 普通、大型自動車、何れかの運転免許はあるがショベルの運転経験のない方	50,000	2,000	52,000	無
ショベル ローダ等 (最大荷量1t以上)	5日間 35H 1. 上記の何れにも該当しない方	60,000	2,000	62,000	無

2 技能講習助成金コース建設教育訓練

【助成金対象コース】

技能講習一覧のうち助成金コース(春)が対象で、受講時間・受講日数・受講料等は一般コースと同一です。平成20年4月の法改正により、手続きが簡素化されました。その他一部の特別教育も対象となります。

【助成される範囲】

①受講料の70%助成 ②賃金の一部として1日当たり7,000円助成

【助成が受けられる中小建設事業主及び受講者の条件】

①資本金3億円以下又は常用労働者数300人以下 ②雇用保険料率1,000分の18.5

③受講者が被保険者 ④受講期間中に所定の賃金が支払われていること ⑤その他

【受講の申込み等】

①受講申込み時にご連絡下さい。

*ご利用にあたっては支給請求窓口が、平成23年10月以降、各都道府県労働局に変更される事が検討されています。

4 特別教育

(事業所、グループ単位の出張教育も実施を検討させていただきますので、ご相談下さい。)

教育の種類	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(税込)
1.小型車両系建設機械(機体質量3t未満) (整地・運搬・積込・掘削用) 学科(7H)実技(6H)13H2日間	14,000	2,000	16,000
2.ローラ(制限なし)の運転 学科(6H)実技(4H)10H2日間	14,000	2,000	16,000
3.高所作業車(作業床の高さ10m未満) 学科(6H)実技(3H)9H1日間	14,000	2,000	16,000
4.小型フォークリフト(最大荷量1t未満) 学科(6H)実技(6H)12H2日間	14,000	2,000	16,000
5.研削といし(自由研削) 学科(4H)実技(2H)6H1日間	12,950	1,050	14,000
6.アーク溶接 学科(11H)実技(10H)21H3日間	19,055	945	20,000
7.玉掛け(1t未満のクレーン) 学科(6H)実技(3H)9H1.5日間	14,000	2,000	16,000
8.クレーン(つり上げ荷量5t未満)床上クレーン含む 学科(9H)実技(4H)13H2日間	14,300	1,700	16,000

3 安全衛生教育

(事業所、グループ単位の出張教育も実施を検討させていただきますので、ご相談下さい。)

教育の種類	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(税込)
刈払機作業従事者 学科・実技(6H)1日間	8,000	2,000	10,000
振動工具取扱作業従事者 学科(4H)1日間	8,800	1,200	10,000
木造建築物解体作業指揮者 学科(6H)1日間	8,420	1,580	10,000
職長・安全衛生責任者 学科(14H)2日間	23,000	2,000	25,000
安全衛生責任者 (職長教育修了者のみ) 学科(3H)0.5日間	8,000	2,000	10,000
安全管理者選任時研修 学科(9H)1日間	18,740	1,260	20,000
丸のご等取扱作業従事者 学科・実技(4H)1日間	9,000	1,000	10,000

5 受講料

受講料は講習初日の受付時に、現金でお支払い下さい。